

令和4年度 子育て支援・女性活躍推進に係る取組み状況

～杉並区職員ワーク・ライフ・バランス推進プランに基づく取組み状況の公表～

杉並区では、平成28年4月の「杉並区職員子育て支援・女性活躍推進行動計画」策定後、平成30年の働き方改革関連法制定を踏まえ、令和3年4月に「杉並区職員ワーク・ライフ・バランス推進プラン(令和3～7年度)」を策定しました。

この計画は令和3年度から令和7年度までの5年間、①男性職員の配偶者支援・子育てへの参加促進、②年次有給休暇の取得の促進、③超過勤務の縮減、④女性職員のキャリア形成支援を4つの柱として目標を設定し、職員のワーク・ライフ・バランスの推進と働きやすい職場づくりに取り組んでいます。

この計画に基づき、令和4年度は主に次のことを実施しました。

○育児休業制度の充実！

令和4年10月1日施行の地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、育児休業の取得上限回数の緩和や産後パパ育休の請求期限の短縮、育児参加休暇の対象期間の拡大など、子育てに関する制度がより柔軟に利用できるようになりました。新制度の利用を促進するため、子育て支援ハンドブックを改訂し、職員への周知を図っています。

○ハラスメントゼロ宣言！

ハラスメントのない働きやすい職場づくりを進めるため、区長のハラスメントゼロ宣言を皮切りに全管理職及び係長級職員が部下職員に対して、それぞれのハラスメントゼロ宣言を行いました。また、ハラスメントに関する相談員を各職場などに配置し、相談しやすい体制づくりを進めました。

○テレワーク月間の実施！

これまでテレワークを利用したことがない職員を中心にテレワーク月間を設定し、各課実施率30%以上を目標に実施しました。また、テレワーク月間実施後のアンケート結果を踏まえ、テレワーク専用端末を全庁で100台増設し、より多くの職員がテレワークを行なえる環境を整えました。

○技術系職員の作業服の色を選択制にしました！

技術系職員の作業服の色が薄く、夏場は透けたり、汗染みが目立つため、色の濃いものを選択したいという意見を受け、濃い色の作業服も選択できるようになりました。